

第Ⅱ部

**新型コロナウイルス感染症の
感染拡大が労働者の働き方に
及ぼした影響に関する課題**

第Ⅰ部「労働経済の推移と特徴」では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、企業の事業活動の制限や人々の消費行動の抑制・変化を通じて雇用・労働に及ぼした影響について分析を行った。その結果、主に2020年4月の緊急事態宣言の発出以降の外出自粛や休業の要請等により、「宿泊業、飲食サービス業」等の産業で働く女性の非正規雇用労働者等を中心に、雇用や賃金等の減少といった影響が及んでいることが分かった。他方で、今般の感染拡大は、労働者によって異なる影響を及ぼしていることにも着目していく必要がある。

まず、2020年4-5月の緊急事態宣言下においては、休業要請等の対象となった事業者が存在する一方で、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については事業の継続が求められた。こうした事業者の中でも、例えば、保健医療や介護・福祉の分野においては、新型コロナウイルス感染症の感染者への対応はもとより、日頃から患者や利用者等と直接接するために感染防止対策の徹底を求められ、そこで従事する労働者の負担が平常時よりも増大したことが考えられる。また、第Ⅰ部第5章でみたように、小売業のうちの食品スーパーやドラッグストアなど一部の業態では、いわゆる「巣ごもり需要」や感染防止対策による消費の変化（食料品、マスク等保健用消耗品等の需要増）を受けて業務量が増大し、従事する労働者の負担が増大したことが考えられる。このように、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務においては、業務の性質上、感染リスクを強く感じながらも、社会的な必要性から現場で働くことを続けていた労働者が多く存在している。こうしたことから、第Ⅱ部第1章では、感染拡大下において業務の継続を求められた労働者の働き方について、その実態を明らかにするとともに、こうした危機下においても労働者が安心して意欲をもって働き続けられるような方策について考察する。

また、同じく2020年4-5月の緊急事態宣言下においては、政府から事業者に対して「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）を強力的に推進することが求められ、その間を中心にテレワークが急速に普及した。しかしながら、緊急事態宣言の解除以降、今般の感染拡大を機にテレワークを導入した企業の労働者を中心にテレワークをしなくなった者もみられる。テレワークは感染拡大防止の観点だけでなく、働き方改革の観点からも推進が求められる働き方であり、我が国の働き方として更に定着させていくことが重要である。第Ⅱ部第2章では、感染拡大下におけるテレワークの実施状況等を踏まえつつ、テレワークの定着に向けた課題について考察する。

第

1章

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において
業務の継続を求められた労働者の働き方について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においては、2020年4月から5月にかけて新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、外出自粛や休業等の要請が行われた。第Ⅱ部第2章でみるように、同期間においてテレワークの実施が急速に広まった一方で、緊急事態宣言下においても国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務のために引き続き出勤しての業務の継続が求められた労働者も存在した。こうした労働者は、その仕事の重要性が再認識され、業務の性質上、感染リスクが高いことや、感染拡大下において業務が増大したこと、通常の業務に加えて感染防止のための対応が求められたことなどによる負担の増大などについて指摘され、社会的に注目された。その一方で、そうした業務の負担に対して、労働条件、処遇等が見合っていないのではないかと指摘もあった。こうした状況を踏まえ、本章では、感染拡大下においても業務の継続を求められた労働者について、まず、平常時の状況を概観した上で、感染拡大下においてこうした労働者がどのように働き、どのような点を負担に感じていたのか、また、企業・施設がどのような対策をとり、どのような効果があったのかについて分析する。これを通じて、感染拡大の状況が依然として予断を許さない中で、危機下にあっても国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務が継続されるよう、労働者が意欲を持って働き続けられるために、労働者の安全の確保、負担の軽減など企業・施設に望まれる取組について考察する。

具体的には、第1節「分析対象とする労働者の範囲」において、本章でとりあげる労働者の範囲を整理した後、第2節「分析対象労働者の概況」において、こうした労働者の雇用者数、雇用形態、職種、賃金の状況などについて概観する。続いて、第3節「分析対象労働者の働き方に関する変化・課題」において、感染拡大下において対象労働者の働き方に生じた変化とそれに伴う課題についてみた上で、第4節「勤め先の取組と分析対象労働者への影響」において、これらの課題に対して勤め先の企業や施設が行った取組やそれによる効果について分析する。

第1節 分析対象とする労働者の範囲

- 本章では、基本的対処方針で定められた「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」を参考に分析対象業種・労働者を選定し、中でも「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」の3業種について重点的に分析する

本章の分析では、感染拡大下においても国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行うため、業務の継続を求められた労働者の感染拡大下における働き方の実態を分析するため、分析対象とする労働者の範囲については、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が策定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）において、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者として定められた「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として掲げられた事業分野を基礎として、分析対象とする業種・労働者を第2-(1)-1表、第2-(1)-2表のとおり選定した。

第2-(1)-1表 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抄）

- 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が策定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」について、下表のとおり定められた。

「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ①インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ②飲食物品供給関係（農業・林業・漁業、飲食物品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ①金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ②物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

資料出所 新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。

第2-(1)-2表 本章において分析対象とする業種・労働者について

- 第Ⅱ部第2章の分析では、感染拡大下においても国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行うため業務の継続を求められた労働者の感染拡大下における働き方の実態を分析するため、基本的対処方針に「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として掲げられた事業分野を基礎として、分析対象とする業種・労働者を選定した。
- 具体的には、「平成26年経済センサス-基礎調査」の産業小分類の業種のうち、上記の事業分野に該当すると考えられるものを選定した上で、それらの産業小分類の業種ごとの従業員数を、当該小分類が含まれる産業中分類の業種の括りの中で合計し、当該中分類について、従業員数が多い順に並べた。その上で、従業員数が多い上位25業種（第2-(1)-3表参照）を「分析対象業種」とするとともに、当該業種に従事する労働者を「分析対象労働者」として分析を行った。
- 業種別の括りとしては、第2-(1)-3表のとおり、「分析対象業種」を産業大分類の区分を基本としてまとめた区分によることとした。特に、このうち感染拡大下において社会的に注目された「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」（「各種商品小売業」「織物・衣服・身の回り品小売業」「飲食料品小売業」「その他の小売業」の合計）の3業種の労働者については大分類よりも区分を細かくして重点的に分析した。
- また、職業別の括りとしては、基本的には職業大分類の区分によりつつ、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」について詳細に分析する場合には、就業構造基本調査の職業詳細区分を用い、これら3業種それぞれで労働者数が多い第2-(1)-4表に示す職種区分により分析を行った。

業種については、第2-(1)-3表の（1）のとおり、「平成26年経済センサス-基礎調査」の産業小分類の業種の中から、基本的対処方針で定められた「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に該当すると考えられるものを選定した上で、それらの産業小分類の業種ごとの従業員数を、当該小分類が含まれる産業中分類の業種の括りの中で合計し、当該中分類について、従業員数が多い順に並べた¹。その上で、この中分類の業種ごとの従業員数が多い上位25業種を「分析対象業種」とするとともに、当該業種に従事する労働者を「分析対象労働者」として分析を行った。

業種別の括りとしては、同表の（2）のとおり、「分析対象業種」を産業大分類の区分を基本としてまとめた区分によることとした。特に、「分析対象業種」のうち、業務上、患者、利用者、消費者等と対面で接することから感染リスクが比較的高いと考えられ、その負担の増大が社会的に注目された業種として「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」（「各種商品小売業」「織物・衣服・身の回り品小売業」「飲食料品小売業」「その他の小売業」の合計）の3業種（以下「重点的に分析を行う3業種」という。）の労働者については大分類よりも区分を細かくして重点的に分析することとした。本章における業種の表記については、特記しない限り、上記の独自の業種区分によるものであることに留意されたい。

また、職種別の括りとしては、第2-(1)-4表に示すとおり、基本的には職業大分類の区分により分析を行ったが、重点的に分析を行う3業種について詳細に分析する場合は、就業構造基本調査の職業詳細区分を用い、これら3業種それぞれで労働者数が多い同表に示す職種区分により分析を行った。

1 各業種における産業小分類ごとの従業員数については付2-(1)-1表を参照。

第2-(1)-3表 業種別の分析を行う際の業種区分

(1) 「平成26年経済センサス-基礎調査」の従業員数

	産業中分類	「平成26年経済センサス-基礎調査」の従業員数（基本的対処方針に掲げられた事業者該当すると考えられる小分類のみの合計）
1	医療業	4,030,180
2	社会保険・社会福祉・介護事業	3,742,548
3	飲食店	3,134,154
4	飲食料点小売業	3,054,366
5	総合工事業	1,722,056
6	道路貨物運送業	1,696,190
7	その他の事業サービス業	1,394,177
8	食料品製造業	1,273,368
9	その他の小売業	1,143,769
10	洗濯・理容・美容・浴場業	1,076,615
11	設備工事業	935,954
12	職別工事業（設備工事業を除く）	864,701
13	飲食料品卸売業	808,991
14	織物・衣服・身の回り品小売業	727,973
15	宿泊業	694,799
16	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	644,907
17	持ち帰り・配達飲食サービス業	587,752
18	道路旅客運送業	556,821
19	その他の卸売業	499,165
20	銀行業	427,768
21	機械器具卸売業	403,950
22	繊維工業	399,914
23	各種商品小売業	392,244
24	運輸に附帯するサービス業	367,446
25	廃棄物処理業	323,412

(2) 分析対象業種の一覧

分析対象業種（産業中分類） （左図の産業中分類を並び替えたもの）	業種別の分析を行う際の業種区分
医療業	医療業
社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険・社会福祉・介護事業
各種商品小売業	小売業（生活必需物資等）
織物・衣服・身の回り品小売業	
飲食料品小売業	
その他の小売業	
総合工事業	建設業（総合工事業等）
職別工事業（設備工事業を除く）	
設備工事業	
食料品製造業	製造業（生活必需物資等）
繊維工業	
道路旅客運送業	運輸業（道路旅客・貨物運送業等）
道路貨物運送業	
運輸に附帯するサービス業	
飲食料品卸売業	卸売業（生活必需物資等）
機械器具卸売業	
その他の卸売業	
銀行業	銀行・保険業
保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
宿泊業	宿泊・飲食サービス業
飲食店	
持ち帰り・配達飲食サービス業	
洗濯・理容・美容・浴場業	生活関連サービス業
廃棄物処理業	サービス業（廃棄物処理業等）
その他の事業サービス業	

資料出所 総務省統計局「平成26年経済センサス-基礎調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 基本的対処方針に掲げられた事業者該当する産業小分類の業種ごとの従業員数をその上位の中分類の業種ごとに合計し、中分類ごとの従業員数が多い上位25業種を選定（ただし、公務は除く）。
2) 該当する産業小分類も含めた詳細な分析対象業種の一覧は付2-(1)-1表を参照。

第2-(1)-4表 職種別の分析を行う際の職種区分

分析対象職種の一覧

業種別の分析を行う際の業種区分	分析対象業種（産業中分類）	職種別の分析を行う際の職種区分
医療業	医療業	<ul style="list-style-type: none"> ・医療業の看護師（准看護師を含む） ・医療業のその他の保健医療従事者（栄養士、薬剤師、保健師、臨床検査技師等） ・医療業の一般事務従事者 ・その他の保健医療サービス職業従事者（看護助手、歯科助手等） ・医師 ・医療業のその他（上記5職種以外の職種）
社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険・社会福祉・介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス職業従事者 ・社会福祉専門従事者（保育士等） ・社会保険・社会福祉・介護事業の一般事務従事者 ・その他のサービス職業従事者（※） ・社会保険・社会福祉・介護事業の看護師（准看護師を含む） ・社会保険・社会福祉・介護事業のその他（上記5職種以外の職種）
小売業（生活必需物資等）	各種商品小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・商品販売従事者 ・食料品製造従事者（※） ・小売業（生活必需物資等）の一般事務従事者 ・その他の運搬・清掃・包装等従事者（※） ・運搬従事者 ・小売業（生活必需物資等）のその他の保健医療従事者（薬剤師等） ・営業職業従事者 ・営業・販売事務従事者 ・紡績・衣服・繊維製品製造従事者（※） ・小売業（生活必需物資等）のその他（上記以外の職種）
	織物・衣服・身の回り品小売業	
	飲食料品小売業	
	その他の小売業	
建設業（総合工事業等）	総合工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的・技術的職業従事者 ・事務従事者 ・販売従事者 ・サービス職業従事者 ・保安職業従事者 ・生産工程従事者 ・輸送・機械運転従事者 ・建設・採掘従事者 ・運搬・清掃・包装等従事者
	職別工事業(設備工事業を除く)	
	設備工事業	
製造業（生活必需物資等）	食料品製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的・技術的職業従事者 ・事務従事者 ・販売従事者 ・サービス職業従事者 ・保安職業従事者 ・生産工程従事者 ・輸送・機械運転従事者 ・建設・採掘従事者 ・運搬・清掃・包装等従事者
	繊維工業	
運輸業（道路旅客・貨物運送業等）	道路旅客運送業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的・技術的職業従事者 ・事務従事者 ・販売従事者 ・サービス職業従事者 ・保安職業従事者 ・生産工程従事者 ・輸送・機械運転従事者 ・建設・採掘従事者 ・運搬・清掃・包装等従事者
	道路貨物運送業	
卸売業（生活必需物資等）	運輸に附帯するサービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的・技術的職業従事者 ・事務従事者 ・販売従事者 ・サービス職業従事者 ・保安職業従事者 ・生産工程従事者 ・輸送・機械運転従事者 ・建設・採掘従事者 ・運搬・清掃・包装等従事者
	飲食料品卸売業	
	機械器具卸売業	
	その他の卸売業	
銀行・保険業	銀行業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的・技術的職業従事者 ・事務従事者 ・販売従事者 ・サービス職業従事者 ・保安職業従事者 ・生産工程従事者 ・輸送・機械運転従事者 ・建設・採掘従事者 ・運搬・清掃・包装等従事者
	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
	宿泊業	
宿泊・飲食サービス業	飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的・技術的職業従事者 ・事務従事者 ・販売従事者 ・サービス職業従事者 ・保安職業従事者 ・生産工程従事者 ・輸送・機械運転従事者 ・建設・採掘従事者 ・運搬・清掃・包装等従事者
	持ち帰り・配達飲食サービス業	
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的・技術的職業従事者 ・事務従事者 ・販売従事者 ・サービス職業従事者 ・保安職業従事者 ・生産工程従事者 ・輸送・機械運転従事者 ・建設・採掘従事者 ・運搬・清掃・包装等従事者
サービス業（廃棄物処理業等）	廃棄物処理業	
	その他の事業サービス業	

資料出所 総務省統計局「平成26年経済センサス-基礎調査」「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」については、就業構造基本調査の職業詳細区分のうち、各業種において労働者数の多い5職種を選定。
- 2) 「小売業（生活必需物資等）」(「各種商品小売業」「織物・衣服・身の回り品小売業」「飲食料品小売業」「その他の小売業」の合計)については、中分類の各業種において労働者数の多い5職種を選定し、同一の職種をまとめたもの。
- 3) 重点的に分析を行う3業種以外の業種については、職業大分類の職種を用いている。
- 4) 本章第3節において職種別の分析を行うに当たっては、(※)の職種については、調査のサンプル数が小さいため除いている。